

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 清市

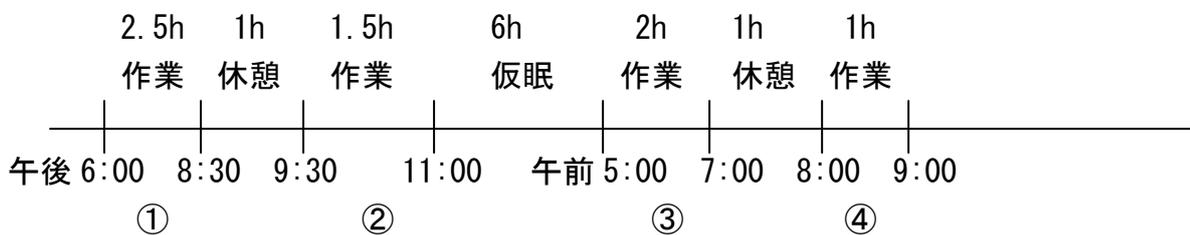
埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

介護老人保健施設の夜間警備員の賃金は、

先日、介護老人保健施設の総務の方から、私の事務所に連絡がありました。現在、警備員には、以下のような勤務の形態で働いていて、一日当たり 9,000 円を支給している。しかしながら、その根拠については、説明できないというものでした。

労基法等の条文にのっとって、9,000 円は妥当であるかを、解析していただけないでしょうかというものでした。



労働時間は ①の 2 時間 30 分
②の 1 時間 30 分
③の 2 時間
④の 1 時間で

合計して 7 時間になります。(実際は、7 時間の中で施設巡回で 4h、警備室でテレビ等可で 3h)
仮眠時間は、6 時間です。

休憩時間は、2 時間です。つまり、労働者の拘束時間は、15 時間になります。

ここで、まず考えることは、この労務形態は、実作業時間と手待ち時間が繰り返されているものであるということです。そして、手待ち時間が実働よりも多いという形態でもあります。そうすると、この労働者には、労基法第 41 条の 3 項目の監視又は断続的労働に従事する労働者が適用されます。

つまり、そのような労働者に対しては、労働時間、休憩、休日の規定は適用外になります。この適用外という意味を簡単に説明しますと、法定労働時間の 8 時間を超えても時間外労働とはみなされません。また一般に、労働時間が 6 時間を超える場合には休憩時間を 45 分設定しなければなりません。その設定の必要もありません。そして、毎週少なくとも 1 回の休日も与える必要もないということの意味をしています。しかしながら、断続的労働を導入するに当たっては、労働基準監督署（以下労基署という）に届出を行い、許可を得ることになります。

労基署への手続きとして、

「監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書」（様式 14 号）が必要になります。つぎに、軽易な業務に従事する者（断続的労働に従事する者）に対しては、最低賃金法第 7 条の 4 項により最低賃金の減額特例が適用されますので、最低賃金よりも低い賃金設定が可能です。その

際、最低賃金の減額特例許可申請を行う必要があります。正確な名称は、「断続的労働に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書」(様式5号)です。

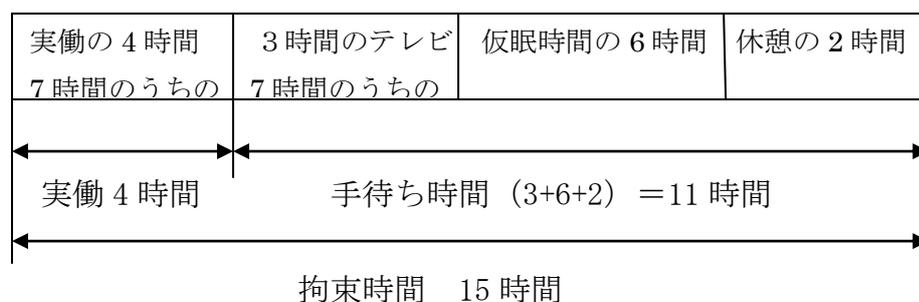
以上の2種類の申請書を届けることを前提として、分析します。

仮眠時間帯に関しては、この介護老人保健施設においては、その間に過去2、3か月間に何ら呼び出しや緊急コールがなかったことで、この時間は、手待ち時間に入れられます。

次に実働時間に関しては、施設は、1回で10分で〇回、巡回は1回10分で〇回という風に数えると、実際に労働をしたのは、4時間で、あとは警備室で、テレビ等を見ていたということでした。

休憩時間に関しては、午後8時30分からの1時間と次の日の午前7時からの1時間は、完全に外に出ることもなく、ただ警備室にいたということでした。ということは、本来、休憩は与える必要はないのですが、与えられていますので、手待ち時間に入れられます。

そこで、減額率の計算に移ります。



$$\text{減額率} = \frac{\text{手待ち時間数} \times \frac{40}{100}}{\text{一日の拘束時間数}} \times 100 \text{ --- ①}$$

この①式を今回の事例に当てはめると、

$$\frac{11 \text{ 時間} \times \frac{40}{100}}{15 \text{ 時間}} \times 100 \text{ --- ②}$$

$$= 29.3\%$$

この②式は、減額できる率の上限は、29.3%ということになります。

ここで、埼玉県の最低賃金 845 円で、この事例を考えます。仮に事業主が、29.3%の減額できる率を採用するとします。(事業主はその数値以下の数値を任意に設定することができます。)

$$845 \text{ 円} \times 0.293 = 247.6 \text{ 円} = 247 \text{ 円}$$

$$845 \text{ 円} - 247 \text{ 円} = 598 \text{ 円}$$

つまり、断続的労働の1時間当たりの賃金は、598円ということになります。

(手待ち時間の1時間当たりの賃金が598円ということでは、ありません。)

その上で、一日当たりの賃金を計算すると、

一日の賃金額は

$$598 \text{ 円} \times 15 \text{ 時間} + 598 \text{ 円} \times 0.25 \times 7 \text{ 時間深夜時間}$$

$$= 8,970 \text{ 円} + 1,046.5 \text{ 円}$$

$$= 10,016.5 \text{ 円} = 10,017 \text{ 円}$$

結論を言いますと、1日当たり1万17円を最低限支払わなければならないことになります。

つまり、9,000円では、足りないことになります。